

第7章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 管理の指針の基本事項

歴史的風致形成建造物は、それぞれの建造物の価値に基づき適正な維持・管理に努めるものとする。また、歴史的風致の維持及び向上に資するため積極的な公開と活用を図る。特に公開については、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開に努める。

2. 個別の事項

(1) 県・市指定有形文化財及び国の登録有形文化財

県及び市の有形文化財に指定されているものについては、それぞれ対応する条例（愛媛県文化財保護条例または大洲市文化財保護条例）に基づき、許可制度による現状変更行為の規制を行う。

これらの建造物の維持・管理は、国指定有形文化財と同様に、建造物の内・外部とも現状保存を基本とし、破損が生じた場合には状況に応じた保存修理を行うこととする。

また、文化財保護法に基づく登録有形文化財については、建造物の外観の維持及び保存を基本とするが、その内部においても歴史的価値が高いものについては、適切な保全を図ることとする。

(2) 県・市指定記念物及び国の登録記念物

文化財保護法に基づく登録記念物及び県・市の文化財保護条例に基づく指定記念物については、敷地内の樹木の剪定、除草、清掃等の日常の管理を徹底する。

(3) 景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物は、関係法令に基づき、届出、勧告等を主体とする行為規制及び指導・助言を行う。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても歴史的価値が高いものについては、適切な保全に努めるものとする。

(4) その他未指定・未登録の建造物

歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして認められる未指定・未登録の建造物については、建造物の外観の維持及び保存を基本とし、文化財部局と協議の上、その価値を減じることのない範囲での変更は可能とする。その内部においても歴史的価値が高いものについては、適切な保全に努めるものとする。

なお、これらの建造物については、必要な調査等を行った上で、できる限り文化財又は景観重要建造物の指定等に努めることとする。

3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出を要しない行為については、以下の行為とする。

- ア. 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の届出をして行う行為
- イ. 文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物で、同法第133条の届出をして行う行為
- ウ. 愛媛県文化財保護条例第10条第1項に基づく県指定有形文化財で、同条例第20条第1項の許可を受けて行う行為
- エ. 愛媛県文化財保護条例第37条第1項に基づく県指定記念物で、同条例第42条第1項の許可を受けて行う行為
- オ. 大洲市文化財保護条例第3条第1項に基づく大洲市指定有形文化財または大洲市指定記念物で、同条例第8条第1項の許可を受けて行う行為
- カ. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の許可を受けて行う行為